



あなたは狙われている 「高齢者の消費トラブルとトラブル防止のために」

2月14日「連合会館」で、日本退職者連合2018年度全国事務局長会議が開催されました。そのなかで、鈴木基代さん（独立行政法人国民生活センター相談情報部）より「高齢者の消費トラブルとトラブル防止のために」をテーマにした学習会が行われ、依然として高齢者を狙った詐欺が多発しているとの報告を受けました。あらためて詐欺集団が私たちの周りにいることに十分注意しなくてはと思ったところです。そこで、今回から詐欺防止に向けた取り組みとして、国民生活センターへ寄せられた相談事例を3回にわたってご紹介したいと思います。

みなさんも、詐欺防止の参考にしてください。

1、国民生活センターに寄せられた、 高齢者の消費トラブルの相談件数

- 2014年度 相談総件数 96.1万件
60歳以上14.1万件（14.7％）、70歳以上19.7万件（20.5％）
- 2015年度 相談総件数 93.0万件
60歳以上13.7万件（14.7％）、70歳以上18.3万件（19.7％）
- 2016年度 相談総件数 88.7万件
60歳以上13.4万件（15.2％）、70歳以上17.4万件（19.6％）

2、具体的なトラブル事例

相談急増 ハガキによる架空請求

「総合消費料金に関する訴訟最終告知」というハガキが届いた。訴訟や差し押さえなどと書かれており、怖くなってハガキに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため、企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないの、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。（60歳代 女性）

<ひとこと助言>

- ・ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- ・行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- ・このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。

千円のはずが20万円の工事に!? 屋根工事の契約トラブル

「近所で工事をしているのであいさつに来た」と訪ねてきた男性から、「お宅の屋根の鬼瓦が傾いているのが気になっていた。隣の家に落ちると大変だ。今なら残っている漆くいを使って千円で直してあげる」と言われ、千円ですぐ直してもらえたら、と修理をお願いした。作業終了後「瓦が浮いている。このままだと雨漏りする

ので屋根全体を工事したほうがいい」と言われ、雨漏りしたら大変だと慌ててしまい、約20万円の工事の契約をした。しかし、冷静になってみると契約を急ぎすぎたような気がする。クーリング・オフしたい。（60歳代 男性）

<ひとこと助言>

- ・突然自宅を訪問し、「修理しないと大変なことになる」などと不安をあおり、その場で契約を結ばせる屋根工事に関する相談が後を絶ちません。
- ・事例の他にも、「今なら通常料金の〇割引き」などと契約をせかされたり、長時間居座られて勧誘される等のケースもあります。
- ・「瓦が浮いている」などの説明が事実ではない場合もあります。決してその場では契約せず、相手の言うことが事実なのか、必要な工事かどうかなどを、家族や周囲の人に相談しましょう。
- ・工事を頼む際には、複数業者から見積もりを取ることも大切です。
- ・訪問販売の場合、工事が終わっていてもクーリング・オフできる場合があります。

懸賞で当たった日帰りバス旅行で高額な商品を買うはめに

よく利用している通販サイトから、「無料日帰りバスツアーに当選した」というパンフレットが送られてきたので、友人と参加した。最初に毛皮工場に立ち寄り、会議室のようなところで高額な毛皮製品を勧められた。いろいろな商品を試着した後に、再度、気に入った商品の試着を勧められ、購入してもよい雰囲気になり、約80万円の毛皮のコートをクレジットで契約した。その直後から後悔し、夜も眠れない。クーリング・オフして契約をやめたい。（60歳代 女性）

<ひとこと助言>

- ・スーパーマーケットや通信販売会社などの懸賞で当選し、無料または格安のバス旅行に参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額な宝石や毛皮製品等を勧められたという相談が寄せられています。
- ・その場の雰囲気のにまれたり、旅という非日常の中で気分が高揚したりしてつい購入してしまうケースが見られます。冷静になり、本当に必要なものかをよく考えましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。

無料のはずが有料だった アダルトサイトのトラブル

パソコンでアダルトサイトが「無料」と表示されていたのでクリックした。「18歳以上」をクリックした後に年齢を入力したら、有料登録になり13万5千円の料金請求画面が表示された。「退会の手続き」の画面があったので、自宅の固定電話から連絡し、有料だとは思っていなかったことを伝えたところ、「申し込んでしまったのでキャンセルはできない。あすの14時までに支払わないと料金が25万円になる」と言われた。（70歳 男性）

<ひとこと助言>

- ・高齢者からのアダルトサイトの相談が多く寄せられています。

- ・無料だと思ってアダルトサイトを閲覧し、動画再生ボタンなどをクリックしたら、「登録完了」などの画面が現れ料金を請求されたという相談が後を絶ちません。「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限りません。安易にクリックしないようにしましょう。
- ・「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」等の案内があっても、決して連絡してはいけません。支払いをさらに求められたり、個人情報を開き出されたりする危険があります。
- ・事業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。慌てて支払わないようにしましょう。

3、困ったときの対処法

消費者トラブルで困ったときは、一人では悩まずに、全国共通の電話番号「消費者ホットライン188」へご相談ください。地方公共団体が設置している身近な「消費生活センター」や「消費生活相談窓口」を案内します。

これ以外にももっと多岐にわたった相談事例もあります。知りたい方は、「国民生活センター見守り新鮮情報」を検索してください。

※ 相談事例は「独立行政法人国民生活センター」資料より活用。

自治体における自転車保険加入義務化の動き 安心総合共済加入で万全

近年、自転車による事故が増加傾向にあります。警察庁の統計によれば、2016年に起きた自転車事故は9万836件で、その内死亡事故は509件となっています。

自転車の事故だから、たいしたことはないだろうと思いがちですが、事故によっては重度な障害を残したり、最悪の場合死亡させてしまうケースも発生しているのです。

そうなった場合、高額な賠償金を支払わなければなりません。そこで、「被害者を守るため」「加害者の経済的負担を減らすため」自転車保険に加入することが推奨されるようになり、都道府県によっては条例（「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」）で自転車保険への加入を義務化しているところが出てきています。

当事者同士が不幸となることを防ぐため、今後自治体での条例化が拡大していくと考えられます。

主な高額賠償となった自転車事故の事例

- 自転車に乗った男子高校生が車道を横断したところ男子会社員（24歳）と衝突。
相手の男性には「言語機能喪失」などの後遺障害が残ってしまい、2008年に東京地裁が9,266万円の賠償支払いを命じる。
- 坂を歩行中の女性（62歳）に自転車に乗った小学5年生が衝突。
被害女性は頭蓋骨骨折などの障害を負い、寝たきりとなってしまった。2013年に神戸地裁は子供の親に9,500万円の支払いを命じる。
- 自転車に乗って信号無視をした男性（46歳）が横断中の女性（75歳）に衝突。
女性は頭部を強打し、5日後に死亡した。2014年東京地裁が4,700万円の賠償支払いを命じる。また、重過失致死罪で在宅起訴され禁錮2年、執行猶予3年が確定。

条例で自転車保険加入を義務化している自治体

「兵庫県」「大阪府」「滋賀県」「京都府」「埼玉県」「鹿児島県」「名古屋市」「金沢市」

最初に義務化した兵庫県の条例内容

- （自転車損害賠償保険等の加入）
- 第13条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等（その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。）に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

条例で自転車保険加入を努力義務と規定している自治体

- 「東京都」「鳥取県」「徳島県」「香川県」「福岡県」「熊本県」
- ※ 2018年4月1日現在
- ※ 現段階では罰則規定はない。
- ※ 努力義務とは「〇〇〇をするように努めてください。」と規定するもの。

安心総合共済加入で万全

安心総合共済は「傷害保険」「個人賠償責任保険」「携行品損害保険」「受託品賠償保険」の4つをセットにした保険商品です。そのなかの「個人賠償責任保険」は自転車事故も補償する保険です。

個人賠償責任保険は自転車の走行中はもちろん、日常生活の様々な場面で他人にけがをさせたり、他人の物を壊してしまったときに国内で無制限、国外でも1億円を補償します。

安心総合共済に加入していれば、本人だけでなくその配偶者や同居の親族が起こした賠償事故でも適用されます。さらに、「示談代行制度」も利用できますので安心といえます。安心総合共済に加入し自治体での自転車保険加入義務化に備えましょう。

- ※ 同居の親族とは「6親等以内の血族及び3親等以内の姻族」。
- ※ 車両、船舶等の損害賠償事故は除く。

自治退がおすすめる 安心総合共済

ケガ/賠償責任/携行品損害を補償

年齢制限なし

がん補償(オプション)2014年より新設!

70歳まで補償

2018年8月15日まで中途加入を受付

中途加入の場合も補償期間は2019年3月20日午後4時まで

◇会員なら誰でも加入できます

(がん補償のみ告知内容によって加入制限があります)

◇本人型、夫婦型より契約タイプを選択

※傷害天災補償ありタイプもあります。

◇ケガ通院でも1日目から補償

◇ケガ(死亡・入院・手術・通院保険金)と賠償責任と自宅外の家財を補償

◇(オプション)がんと診断された場合、一時金を支払います

◇毎月15日までの翌々月20日午後4時より補償

◇掛金は始期当月27日に口座振替を致します

詳細については各退職者会もしくは取扱代理店(株)自治労サービス
03-3239-5880までお問い合わせください

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険株式会社の団体総合生活保険のペットネームです。ご加入にあたっては必ずパンフレット、重要事項説明書をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には代理店までお問い合わせください。
引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)広域法人部団体・協同組織室
住所:東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4151 2017年9月作成 17-T05614